**売 買 契 約 書**

　本日、売り主　　　　　　　（以下甲という）と、買い主　　　　　　　（以下乙という）とは、下記の通り、売買契約を締結した。

**第１条（当事者の表示）**

　売　主（甲）の住所：

　　　 　 　　　　氏名：

　買　主（乙）の住所：

　　　 　 　　　　氏名：

**第２条（売買の対象）**

　甲は、本日、下記物件を、乙に売り渡し、乙はこれを買い取ることに合意した。

　　　売買物件の表示：

　 　　　　品名：

　その他商品の詳細：

リスト一覧：

**第３条（売買代金）**

　甲は、本件物件の売買代金総額を　　　　　　　　　　と定め、乙は左記金額を支払うことに合意した。

ただし、同代金総額の範囲は上記第２条の全商品すべての代金である。

**第４条（売買代金の支払い方法の定め）**

　乙は、前項売買代金を、次の方法によって支払う。

　　１　手付金　　　　　　　円を契約締結時に支払う。

　　２　中間金　　　　　　　円を　　年　　月　　日に支払う。

　　３　残　金　　　　　　　円を　　年　　月　　日に、本件物件の引き渡しと引き替えに支払う。

**第５条（商品の引き渡し方法）**

**１**本件商品は　　年　　月　　日までに、次の方法で引き渡す。

　　・　残金と引き替えに引き渡す。

　　・　残金入金を確認した時点で、郵送する。

　　・　分割払い金の第一回分の確認をした時点で郵送する。

　　・　分割代金のうち　　　回目までの入金を確認した時点で郵送する。

**２**商品の所有権移転時期：

本件商品は、現物の引き渡しと同時にその所有権が移転するものとする。

**第６条（中古品の場合）**

甲は、本件商品につき、下記の内容であることを表示し、乙はこれを承諾した。

・本件商品の品質の表示

　使用期間（購入時期）　：

　 　使用方法（商品の程度）：

(通常の使用か、未使用か、かなり使い込んでいるか、等)

・保証の有無

保証有無　　　　有り　　　　　無し

　　　保証内容

（６ヶ月間は修理費負担、修理費折半、１ヶ月間は引き取り、等）

・本件商品の瑕疵（不良）

本件商品に瑕疵（不良）を発見したときは、次のうち　とする。

A　 速やかに代金全額を返還し、売主が商品を引き取る

　B 　売主が商品修理の責任を負う

C 　買主の費用で負担で売主が修理する

D 　代金の　　割を買主に返還し、商品は引き取らない。

E 　代金の　　割を買主に返還し、商品を引き取る。

　 F 　買主がメーカーに直接相談する。売主は責任を負わない。

本件商品の瑕疵（不良）が原因で、損害が広がったときは、次のうち　番とする。

　 1 拡大損害全額および商品代金を支払う。

　　　 2 拡大損害のうち、代金の　倍までの金額及び商品代金を支払う。

　 3 拡大損害の　　　　パーセントの範囲で支払う。

　 4 商品代金の返還のみ行う。

　　 5 一切の責任は負わない。買主の負担と責任で処理する。

**第７条（契約解約）**

　本件契約当事者は、本件売買につき、次のいずれかの内容であることを確認した。

１　本件売買は、訪問販売であり「訪問販売等に関する法律」に従うことを当事者双方とも認める。本件商品について、買主は契約の日、もしくは契約の日を含めて８日間のあいだであれば何らの理由なく、本件契約を解除することができる。

　　　解除後は、売り主は直ちにその費用負担において、現品を引き取り、かつ受領済みの金員全額を返還するものとする。

２　本件売買は、純然たる個人売買であり、代金支払いの後２週間は、本件契約の解除（撤回）を行うことができる。甲は、上記解除の意思表示があったときは、ただちに、受領した代金を返還する。

　３　本件売買は、純然たる個人売買であるが、買主の責任で本件商品を受領するものであり解約権は放棄し、以後いずれの当事者からも、本件契約は解除できないものとする。

**第８条（信義誠実の原則）**

　本件契約は、当事者双方信義に従い解釈し、誠実に履行することを約し、ここに契約したものである。契約内容に疑義が生じたときは双方誠実に話し合い、円満解決を図るものとする。

**第９条（裁判管轄の合意）**

　本件契約につき紛争が生じたときは、第一審の裁判管轄を、東京地方裁判所、もしくは東京簡易裁判所とすることに双方合意した。

**第１０条　（特　　約）**

以上締結したので、契約書を二通作成し、甲と乙とは各自各１通ずつ所持することとする。

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　売り主　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

　　　　　　　　　　買い主　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

　　　　　　　　以上